

〔平成16年5月26日〕  
制 定

最近改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第25条第4項の規定に基づき、監事が行う大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、機構の業務の合理的かつ効率的な運営を期するとともに、会計経理の適正を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、業務及び会計について行う。

(監査事項)

第4条 監査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- 一 関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等に基づく実施状況
- 二 中期計画及び年度計画の実施状況
- 三 組織及び制度全般の運営状況
- 四 経営執行の効率化及び業務能率化の状況
- 五 決算報告書及び財務諸表の適否
- 六 資産の取得、管理及び処分の状況
- 七 その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の実施)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、監査を実施するに当たり、機構における業務の円滑な実施及び研究の自主性に十分配慮しなければならない。

(監査の種類と時期)

第6条 監査は、定期及び臨時に行うものとする。

- 2 定期監査は、第7条に規定する監査計画に基づき行う業務監査及び会計監査とする。
- 3 臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行うものとする。

(監査計画等)

第7条 監事は、毎事業年度始めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。

2 監事は、監査計画を作成し若しくは変更したとき、又は臨時に監査の必要を認めると

きは、速やかに機構長に通知するものとする。

(監査後の措置)

第8条 監事は、監査を実施したときは、速やかにその結果について監査報告書を作成し、機構長に提出するものとする。

2 監事は、監査の結果、業務の運営上是正又は改善を要すると認める事項があるときは、機構長に意見を提出し、その措置状況等については、文書又は口頭で報告を求めることができる。

3 監事は、監査の結果、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を提出することができる。

(監査の補助職員)

第9条 監事は、第5条の規定に基づき行う監査に当たって、必要と認める場合には、機構長の承認を得て、機構の職員に監査の事務を補助させることができる。

2 監事は、前条の規定に基づき、監査に関する事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）に対する指揮命令権を有するものとし、補助職員の監事監査にかかる人事評価、懲戒処分等に関与することができる。

(守秘義務)

第10条 監事及び補助職員は、監査により知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(監査への協力)

第11条 監査を受ける関係者は、監事及び補助職員の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料又は物件を提示し、説明及び報告等を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(重要な会議への出席等)

第12条 監事は、機構の業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監事に回付する文書)

第13条 次の各号に掲げる文書等は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- 一 中期計画、年度計画書、事業報告書、決算報告書、財務諸表及び附属明細書等
- 二 文部科学省国立大学法人評価委員会に提出する書類
- 三 会計検査院に提出する重要な書類
- 四 監事監査規程の改正等に関すること
- 五 業務に関する重要な報告その他の文書

(事故又は異例事項の監事への報告)

第14条 機構長は、業務上の事故又は異例の事項が発生したときは、速やかに、その旨を文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(他の監査機関等との連携)

第15条 監事は、会計監査人等と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。